

「貸金庫規定」新旧対比表（2022年10月1日改定）

（下線部分が改定箇所）

項番	改定前（貸金庫規定）	改定後（貸金庫規定）
1	<p>第13条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p><u>(2)、(3) 新設</u></p>	<p>第13条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p><u>(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u></p> <p><u>(2) (1) のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当行は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。</u> <u>この場合、貸金庫の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。</u></p> <p><u>(3) (2) に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当行による通知内容に従って当行所定の手続きを行うものとします。この場合、借主が当行所定の手続きを行うまでの間、当行は内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。</u> <u>なお、当行は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</u></p>

※改定後の新规定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。